

平成 2 5 年 5 月 臨時 会 議 事 録

(1 / 3)

- ・開催日時 平成 2 5 年 5 月 2 日 (木曜日) 8 時 5 7 分～9 時 5 3 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委 員) 大西委員長 塚原委員 松尾委員
(事務局) 伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査

○議事事項

1 平成 2 5 年 4 月 後 期 定 例 会 議 事 録 について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成 2 5 年 度 佐 賀 県 職 員 採 用 試 験 (大 学 卒 業 程 度) の 実 施 要 綱 について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

行政 (21 名程度)、警察事務 (3 名程度)、電気 (2 名程度)、
総合土木 (8 名程度)、建築 (4 名程度)、化学 (1 名程度)、
農政 (4 名程度)、林業 (3 名程度)、水産 (2 名程度)、薬剤師 (3 名程度)、
保健師 (知事) (4 名程度)、保健師 (警察) (1 名程度)、管理栄養士 (1 名程度)、
少年補導職員 (1 名程度)
計 58 名程度

2 受験資格

(1) 次のア又はイの要件を満たす者とする。ただし、日本国籍を有しない者 (薬剤師、保健師及び管理栄養士を除く。) 及び地方公務員法第 1 6 条各号 (準禁治産者を含む。) のいずれかに該当する者は除く。

ア 昭和 59 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者 (薬剤師については、昭和 59 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者、保健師については、昭和 59 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者) とする。

イ 平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する大学 (短期大学を除く。) を卒業又は平成 26 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 (人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)

(2) 上記 (1) に掲げる事項の他、薬剤師、保健師及び管理栄養士については、それぞれの免許 (薬剤師免許、保健師免許、管理栄養士免許) の取得者又は平成 26 年 8 月 31 日までに免許取得見込みの者とする。

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

教養試験及び専門試験を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。

問題数は60問で、80点満点とし、時間は3時間とする。

なお、問題数60問のうち7問は佐賀県に関する問題を、3問はICTに関する問題を出題する。

イ 専門試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。

問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。

ウ 第1次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験及び専門試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、7月12日(金)に発表を行う。

なお、教養試験において佐賀県に関する問題(7問)が全て不正解の者は不合格とする。

(2) 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。また、語学資格保有者に対しては、加点を行う。

ア 論文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。

イ 面接試験

面接試験Ⅰ及び面接試験Ⅱを行う。

(ア) 面接試験Ⅰ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。

なお、面接試験の参考とするため適性検査を実施する。

(イ) 面接試験Ⅱ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、100点満点で評定する。

ウ 語学資格保有者への加点

(ア) 加点対象者

英語、中国語、韓国語について、相当高い程度の語学資格を保有すると認められる者を対象とする。

(イ) 加点の方法

資格等を証する書類を確認のうえ、資格の有用性等に応じ、60点を限度として加点する。

4 最終合格者の決定

4(2)のア及びイの試験科目に合格となった者について、第1次試験及び第2次試験(論文試験及び面接試験)それぞれの得点を合計した総合得点(600点満点)により、試験区分ごとに、採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、8月下旬に発表を行う。

また、語学資格保有により加点された者については、当該加点点数を加えた点数を総合得点とする。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

5月13日(月)9時から5月31日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

5月13日(月)から5月31日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

5月13日(月)から5月31日(金)までとする。ただし、5月31日(金)の消印があるものまで有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 6月30日(日) 佐賀大学本庄キャンパス

(2) 第2次試験 7月下旬～8月上旬 県庁新行政棟会議室ほか

9 採用候補者名簿の効力

平成26年4月1日から1年間とする。

○報告事項

1 九州地方人事委員会協議会委員長会議の議題に対する回答について

九州地方人事委員会協議会委員長会議(5月16日宮崎市で開催予定)の議題の回答について報告した。

2 平成25年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠〕採用候補者名簿にかかる採用予定者数の変更について

佐賀県知事からの採用予定者数の変更依頼について報告した。

○その他

1 行事予定について